明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準を定める件（厚生労働四四五）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第八期事業年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　宅
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　六

告示

○厚生労働省告示第四百四十五号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準を次のように定め、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

平成二十一年十月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準

（定義）

第一条　この告示において「確認業務」とは、共済計理人が消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第百九十四条の規定により確認を行うことをいう。

2　この告示において「基礎率」とは、共済事故の発生率その他の確認業務において将来の収支を推計するに当たって前提として用いる係数をいう。

3　この告示において「基準時点」とは、意見書（消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第五十条の十二第一項に規定する意見書をいう。以下同じ。）の対象となる事業年度の末日をいう。

4　この告示において「シナリオ」とは、将来に向けての基礎率の推移を推計したものをいう。

5　この告示において「無リスク利回り」とは、元本及び利息が保証された金融商品の利回りをいう。

6　この告示において「長期国債応募者利回り」とは、長期国債をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。

7　この告示において「直近年度」とは、意見書の対象となる事業年度をいう。

（確認業務）

第二条　共済計理人は、次の各号に掲げるところにより確認業務を実施するものとする。

一　監事（会計監査人監査組合（規則第七十二条第一項に規定する会計監査人監査組合をいう。）にあっては、監事及び会計監査人）と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めること。

二　確認業務の前提としている仮定が著しく変化した場合は、記載内容について責任を負えない旨を意見書に記載すること。

三　データの不足等により十分な分析ができなかった場合は、一定の制約の下で意見を作成した旨を意見書に記載すること。

四　その他分析の方法、結果又はその評価に関し重要な内容がある場合は、意見書又は附属報告書（規則第百九十六条第二項に規定する附属報告書をいう。以下同じ。）にその内容を記載すること。

五　その他実務として適切と認められる共済の数理の方法を用いること。

（責任準備金の積立ての確認）

第三条　共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析（以下「一号収支分析」という。）を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金（規則第百七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。）の積立水準が十分であることを確認しなければならない。

2　共済計理人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共済契約の責任準備金については一号収支分析を行わないことができる。

一　共済掛金積立金（規則第百七十九条第一項第一号の共済掛金積立金をいう。）を積み立てることを要しない共済契約

二　共済事業規約（法第二十六条の三第一項の規約をいう。以下同じ。）において、組合が責任準備金及び共済掛金の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある共済契約

3　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、一号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、責任準備金の積立水準が十分であることを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、一号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（一号収支分析の実施）

第四条　一号収支分析は毎事業年度行うものとし、一号収支分析が対象とする期間（第六条及び第七条において「一号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも十年間とする。

2　一号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うものとする。ただし、共済計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行うことができる。また、共済計理人が合理的であると判断する場合は、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行うことができる。

（一号収支分析の方法）

第五条　一号収支分析は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

一　経済環境、事業環境及び共済契約の推進、資産運用等の事業の運営方針並びにそれらの相関関係を考慮し、確率論的な手法により作成したシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、組合が将来の共済金等の支払能力を維持し得るかどうかを判断する方法

二　確率論的な手法以外の手法により作成した複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、組合が将来の共済金等の支払能力を維持し得るかどうかを判断する方法

（一号収支分析の前提）

第六条　前条第一号の方法による分析（以下「確率論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　利回りに関するシナリオは、責任準備金として積み立てるべき合理的な水準を判断するために、将来の利回りを予測する適切な方法に基づいて、十分な数を作成すること。

二　新契約（組合が一号分析期間の期初以降に新たに締結する契約をいう。以下この条において同じ。）に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産（責任準備金の通貨と異なる通貨建の資産をいう。以下同じ。）の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金（法第五十条の九第一項に規定する価格変動準備金をいう。以下同じ。）及び異常危険準備金（規則第百七十九条第一項第三号に規定する異常危険準備金をいう。以下同じ。）の繰入れに関するシナリオは、過去の実績値及び将来の変化を勘案した合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。

三　将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、考慮しないこと。